

(注記) 横浜市及び川崎市の区域は告示により、適用が除外されます。

別表第2 (第14条、第30条、第32条関係)

排煙の規制基準 (硫黄酸化物)

事業所において排出する硫黄酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

1 横浜市、川崎市及び横須賀市の区域

- (1) 一の事業所に設置されている硫黄酸化物を発生する全ての排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を次の表の備考6に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所 (以下この表において「硫黄酸化物に係る特定事業所」という。) ※排煙発生施設: 大防法ばい煙発生施設、廃ガス燃焼施設 (規則第32条第1項第2号)

横浜市鶴見区、神奈川区、西区及び中区並びに川崎市川崎区及び幸区の区域 (以下「甲地域」という。)	横浜市及び川崎市の区域のうち甲地域を除く区域並びに横須賀市の区域 (以下「乙地域」という。)
$Q = 1.5 W^{0.865} + 0.5 \{ (W + W_i)^{0.865} - W^{0.865} \}$	$Q = 2.5 W^{0.865} + 0.8 \{ (W + W_i)^{0.865} - W^{0.865} \}$

備考

- 「Q」とは、硫黄酸化物に係る特定事業所において排出することができる硫黄酸化物の量 (単位 Nm^3/h) をいう。
- 「W」とは、硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日 (小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。) 及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日) 前から設置されている全ての排煙発生施設 (大気汚染防止法第6条第1項の規定に相当する電気事業法 (昭和39年法律第170号) 又はガス事業法 (昭和29年法律第51号) の規定による許可若しくは認可の申請又は届出がされた電気工作物又はガス工作物である硫黄酸化物に係る施設を含む。以下同じ。) において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (単位 $\text{キロリットル}/\text{h}$) の合計量をいう。
- 「W_i」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量をいう。
 - 硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日 (小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。) 及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日) 以後新たに設置された全ての排煙発生施設 (昭和51年4月1日前に大気汚染防止法第6条第1項の規定による届出がされた施設を除く。) において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (単位 $\text{キロリットル}/\text{h}$) の合計量
 - 硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日 (小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。) 及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日) 前から設置されている全ての排煙発生施設のうち、昭和51年4月1日 (小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。) 及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日) 以後に構造等の変更がされた排煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量 (昭和51年4月1日前に大気汚染防止法第8条第1項の規定による届出がされた硫黄酸化物に係る施設 (大気汚染防止法第8条第1項の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による許可若しくは認可の申請又は届出がされた電気工作物又はガス工作物である硫黄酸化物に係る施設を含む。) のうち、同日以後に当該届出に係る構造等の変更がされた排煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を除く。) を重油の量に換算した量 (単位 $\text{キロリットル}/\text{h}$) の合計量

- 4 硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる方法により算定される硫黄酸化物の量とする。
- (1) 規格K0103に定める方法により排出ガス中の硫黄酸化物の濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
 - (2) 規格K2541—1から2541—7までに定める方法により液体燃料中の硫黄含有率を、規格M8813に定める方法により固体燃料中の硫黄含有率を、規格Z8762—1から8762—4までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
 - (3) 硫黄酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第76号）に定める方法
- 5 「W」及び「W_i」に係る原料及び燃料の使用量は、排煙発生施設（使用を廃止された施設、予備として設置される施設（専ら他の施設が停止されている間使用されるものに限る。）及び使用を休止されている施設を除く。）を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量により認定する。
- 6 原料及び燃料の量の重油の量への換算は、硫黄酸化物に係る特定事業所等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法（昭和50年環境庁告示第13号）別表の1、2、4及び5に定めるところによるもののほか、次に定めるところとする。

(1) 原料

次の表の原料の種類欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の原料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

原料の種類	原料の量	重油の量
石油製品の製造の作業に用いられる流動接触分解施設に係る触媒再生塔に投入される石油	1 リットル	0.03 リットル
鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	1 kg	0.80 リットル
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄	1 kg	0.80 リットル
硫酸の製造の用に供する焙焼炉において用いられる原料	1 kg	0.30 リットル
キューポラ用コークス	1 kg	0.20 リットル
廃棄物焼却炉において焼却される産業廃棄物	1 kg	原料の焼却に伴い平均的に発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油（硫黄含有率0.3%、比重0.9とする。）の量（単位 リットル）

(2) 燃料

次の表の燃料の種類欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の燃料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

燃料の種類	燃料の量	重油の量
石炭	1 kg	0.66 リットル
都市ガス	1 kg	1.3 リットル (20,930.25kJ/Nm ³ のものにあつては、0.60 リットル)
コークス炉ガス	1 kg	1.0 リットル
転炉ガス	1 kg	0.15 リットル
高炉ガス	1 kg	0.060 リットル
その他の燃料	1 リットル (固体燃料又は気体燃料にあつては、1 kg)	燃料の発熱量に相当する発熱量を有する重油 (発熱量は、39,558.1725kJとする。) の量 (単位 リットル)

(2) 排煙発生施設が設置されている指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所で硫黄酸化物に係る特定事業所以外のもの

甲地域	乙地域
使用する重油その他の石油系の燃料 1 kg の燃焼に伴い発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量を二酸化硫黄の量に換算した量として 6 g	使用する重油その他の石油系の燃料 1 kg の燃焼に伴い発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量を二酸化硫黄の量に換算した量として 10 g

備考 硫黄酸化物の含有率の測定方法は、規格石油系液体燃料中のものにあつては規格 K2541—1 から 2541—7 までに定める方法により、固体燃料中のものにあつては規格 M8813 に定める全硫黄の定量方法によること。

2 横浜市、川崎市及び横須賀市の区域以外の区域

指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業

1 一の事業所に設置されている硫黄酸化物を発生する全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考 5 に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が 1 時間当たり 1.0 キロリットル以上である場合	$Q = 4.0 W^{0.926} + 2.0 \{ (W + W_i)^{0.926} - W^{0.926} \}$
2 硫黄酸化物を発生する指定施設を設置する指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所であつて、1 に掲げる場合以外の場合	$Q = 4.5 W + 3.2 W_i$

備考

1 「Q」とは、指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所において排出す

ることができる硫黄酸化物の量（単位 Nm^3/h ）をいう。

- 2 「W」とは、事業所に昭和62年9月10日（ガスエンジンにあっては、平成3年2月1日）前から設置されている全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設（昭和62年9月10日前から設置の工事がされているものを含む。）において使用される原料及び燃料の量（同日前から構造等の変更の工事がされている指定施設及び法許可浄化等処理施設にあっては、当該変更後に使用される原料及び燃料の量をいう。）を重油の量に換算した量（単位 kl/h ）の合計量をいう。
- 3 「Wi」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量をいう。
 - (1) 事業所に昭和62年9月10日（ガスエンジンにあっては、平成3年2月1日）以後新たに設置された全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設（昭和62年9月10日前から設置の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量を重油に換算した量（単位 kl/h ）の合計量
 - (2) 事業所に設置されている指定施設及び法許可浄化等処理施設のうち、昭和62年9月10日以後に構造等の変更がされた全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設（同日前から構造等の変更の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位 kl/h ）の合計量
- 4 「W」及び「Wi」に係る原料及び燃料の使用量は、指定施設及び法許可浄化等処理施設（使用を廃止された施設、予備として設置される施設（専ら他の施設が停止されている間使用されるものに限る。）及び使用を休止されている施設を除く。）を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量により認定する。
- 5 重油以外の燃料、原料及び廃棄物（廃棄物焼却炉において焼却されるものに限る。）の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類		重油10リットルに相当する量
燃料	液体燃料	10 l
	ガス燃料 (液化石油ガス)	16 Nm^3 (16kg)
	固体燃料	16kg
	軽量骨材原料	36kg
原料	ガラス原料の芒（ぼう）硝（無水）	0.83kg
	炭素製品原料（粘結剤及び銅粉を除く。）	36kg
	キューポラ用コークス	50kg
廃棄物		60kg

- 6 排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫黄酸化物の量は、次の式により算出された硫黄酸化物の量（単位 Nm^3/h ）とする。

$$q = q' \times w / w'$$

- (1) 「q」とは、排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫黄酸化物の量（単位 Nm^3/h ）をいう。
- (2) 「q'」とは、規格K0103に定める方法により排出ガス中の硫黄酸化物の濃度、規格Z8808に定める方法により排出ガスの量をそれぞれ測定し、算定される硫黄酸化物の量（単位 Nm^3/h ）をいう。
- (3) 「w」とは、当該指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をいう。
- (4) 「w'」とは、当該測定時において使用される原料及び燃料の量をいう。

7 備考6の規定にかかわらず、燃料の燃焼による場合であって、排煙脱硫装置を設置していないときの指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫黄酸化物の量は、次の算式により求めることができる。

$$q = w \times d \times s \times 0.007$$

- (1) 「q」とは、排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫黄酸化物の量（単位 Nm^3/h ）をいう。
- (2) 「w」とは、排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される1稼働時間当たりの燃料の使用量（単位 液体燃料にあつては t 、固体燃料にあつては kg ）をいう。
- (3) 「d」とは、燃料の比重をいい、石油系の液体燃料にあつては0.9、固体燃料にあつては1とする。
- (4) 「s」とは、燃料中の硫黄含有率（単位 重量%）をいい、sの測定に当たっては、石油系の液体燃料については規格K2541—1から2541—7までに定める方法により、固体燃料については規格M8813に定める全硫黄の定量方法により測定するものとする。ただし、他の方法によりsを確認することができる場合は、この限りでない。

一部改正〔平成11年規則75号・22年37号・24年24号〕

別表第3 (第30条、第32条関係)

排煙の規制基準 (窒素酸化物)

1 特定事業所に係る総量規制

窒素酸化物に係る特定事業所*において排出する窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

※ 事業所に設置されている窒素酸化物を発生する全ての排煙発生施設(非常用ガスタービン等除く。)を定格能力で運転する場合に使用される原燃料の合計が備考5による重油換算4kL/h以上である事業所 (規則第32条第1項第2号)

横浜市、川崎市及び横須賀市の区域	横浜市、川崎市及び横須賀市以外の区域
$Q = 1.37W^{0.95} + 0.96 \{ (W+W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$	$Q = 1.50W^{0.95} + 1.05 \{ (W+W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$

備考

- 1 「Q」とは、窒素酸化物に係る特定事業所において排出することができる窒素酸化物の量 (単位 Nm³/h) をいう。
- 2 「W」とは、窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日 (小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。)) 及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日) 前から設置されている排煙発生施設 (昭和57年4月1日 (小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。)) 及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日) 前から設置の工事がされているものを含む。) において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量 (単位 キロリットル/h) の合計量をいう。
- 3 「W_i」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量の常用最大の量 (単位 キロリットル/h) をいう。
 - (1) 窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日 (小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。)) 及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日) 以後新たに設置された全ての排煙発生施設 (昭和57年4月1日 (小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。)) 及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日) 前から設置の工事がされているものを除く。) において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (単位 キロリットル/h) の合計量
 - (2) 窒素酸化物に係る特定事業所に設置されている全ての排煙発生施設のうち、昭和57年4月1日 (小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。)) 及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日) 以後に構造等の変更がされた全ての排煙発生施設 (昭和57年4月1日 (小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン (発電用のガスタービンを除く。)) 及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日) 前から構造等の変更の工事がされているものを除く。) において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (単位 キロリットル/h) の合計量
- 4 窒素酸化物の量は、規格K0104に定める方法により排出ガス中の窒素酸化物の濃度を、規格Z8808又は窒素酸化物の量の測定法 (昭和57年環境庁告示第48号) に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定して算定される窒素酸化物の量とする。
- 5 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 原料の換算方法

次の表の原料の種類欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の原料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

番号	原料の種類	原料の量	重油の量
1	石油製品の製造の作業に用いられる流動接触分解施設に係る触媒再生塔に投入される石油	1リットル	0.03リットル

2	鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	1 kg	0.16リットル
3	製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉のうち、圧延ロールの製造の用に供する電気炉において用いられる原料	1 kg	0.40リットル
4	製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉のうち、前項に掲げる電気炉以外のものにおいて用いられる原料	1 kg	0.15リットル
5	廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1 kg	0.55リットル
6	廃棄物焼却炉において焼却される産業廃棄物	発熱量8,790.705kJに相当する量 (単位 kg)	0.55リットル

(2) 燃料の換算方法

重油にあつては燃料の量1リットルを重油の量1リットルに、重油以外の燃料にあつてはアの表の燃料の種類に掲げる燃料（(1)において重油の量への換算が行われる原料を使用する排煙発生施設において使用されるものを除く。）の種類ごとに、それぞれ同表の燃料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。この場合において、イの表の排煙発生施設の種類に掲げる排煙発生施設において使用される燃料については、当該排煙発生施設の種類ごとに換算した量にそれぞれイの表の係数の欄に掲げる係数を乗ずるものとする。

ア

番号	燃料の種類	燃料の量	重油の量
1	原油、軽油	1リットル	0.95リットル
2	ナフサ、灯油	1リットル	0.90リットル
3	石炭	1 kg	0.66リットル
4	液化天然ガス	1 kg	1.3リットル
5	液化石油ガス	1 kg	1.2リットル
6	その他の燃料	1リットル(固体燃料又は気体燃料にあつては、1 kg)	当該燃料の発熱量に相当する発熱量を有する重油(発熱量は、39,558.1725kJとする。)の量(単位リットル)

イ

番号	排煙発生施設の種類	係数
1	石炭燃焼ボイラー	2.5
2	水素の製造の用に供するガス発生炉（天井バーナー燃焼方式のものに限る。）	1.2
3	アルミナの製造の用に供するか焼炉	4.0
4	石油加熱炉のうちエチレンの製造の用に供する分解炉（炉床式バーナーを有するものに限る。）	1.2
5	石油加熱炉のうちエチレンの製造の用に供する独立加熱炉及びメタノールの製造の用に供する改質炉（空気予熱器を有するものに限る。）	2.0
6	セメントの製造の用に供する焼成炉	4.0
7	耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉	9.5
8	板ガラスの製造の用に供する熔融炉（タンク窯のものに限る。）	8.0
9	電気ガラス又は医薬品用管ガラス若しくは理化学用管ガラスの製造の用に供する熔融炉（タンク窯のものに限る。）	8.5
10	ガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供する熔融炉（タンク窯のものに限る。）	4.5
11	ガラスの製造の用に供する熔融炉のうち、前3項に掲げる熔融炉以外のもの（タンク窯のものに限る。）	7.0
12	コークス炉（オットー型のものに限る。）	1.3
13	コークス炉（コッパース型のものに限る。）	1.2

14	液体燃焼ボイラーのうち排煙脱硫装置の設置されているもの	1.2
15	ガスタービン	2.0
16	ディーゼルエンジン	20.0
17	ガスエンジン	3.0

2 ボイラー（別表第1の61の項に掲げるボイラー又は冷暖房施設をいう。以下この表において同じ。）（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に係る排出量規制

ボイラーから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_i = (C_i / 10^6) \times V$$

備考

1 「 Q_i 」とは、ボイラーにおいて排出することができる窒素酸化物の量の許容限度（単位 Nm^3/h ）をいう。

2 「 C_i 」とは、バーナーの燃焼能力に応じ、次の表に定める係数をいう。

(1) ガスを専焼させるもの

バーナーの燃焼能力 (重油換算リットル/h)	C_i (係数)		
	昭和52年8月1日以前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	昭和52年8月1日以後平成9年4月1日以前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成9年4月1日以後に設置された施設
2,000未満	125	105	60
2,000以上10,000未満	105		50
10,000以上25,000未満	80		45
25,000以上	80		20

(2) 液体燃料を専焼させるもの

バーナーの燃焼能力 (重油換算リットル/h)	C_i (係数)	
	平成9年4月1日以前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成9年4月1日以後に設置された施設
2,000未満	150	80
2,000以上10,000未満	150	56
10,000以上25,000未満	136	45
25,000以上	124	25

3 「 V 」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量（単位 Nm^3/h ）をいう。

$$V = (21 - O_i) / 21 \times V_i$$

(1) 「 O_i 」とは、ボイラーを定格能力で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。

(2) 「 V_i 」とは、ボイラーを定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 Nm^3/h ）をいう。

4 ボイラーから排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量（単位 Nm^3/h ）とする。

$$Q = (C / 10^6) \times V$$

(1) 「 Q 」とは、ボイラーから排出される窒素酸化物の量（単位 Nm^3/h ）をいう。

(2) 「 C 」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = 21 / (21 - O_s) \times C_s$$

ア 「 O_s 」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

をいう。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合にあつては、20パーセントとする。

イ 「C s」とは、規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位ppm）をいう。

5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるボイラーで伝熱面積が10平方メートル以上又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上の施設（平成9年4月1日前に設置された小型ボイラー（同日前から設置の工事がされているものを含む。）を除く。）とする。

6 燃料の燃焼能力が重油換算については、重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)

3 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る排出量規制

ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_i = (C_i / 10^6) \times V$$

備考

- 「Q i」とは、各施設において排出することができる窒素酸化物の量の許容限度（単位Nm³/h）をいう。
- 「C i」とは、施設の種類及び規模に応じ、次の表に定める係数をいう。

(1) 横浜市・川崎市・横須賀市の区域

施設の種類	施設の規模	C i (係数)		
		平成4年4月1日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成4年4月1日以後平成7年10月1日前に設置された施設（同前から設置の工事がされているものを含む。）	平成7年10月1日以後に設置された施設
ガスタービンのうちガスを専焼させるもの	定格出力2,000kW未満のもの	50	35	35
	定格出力2,000kW以上100,000kW未満のもの	35	25	20
	定格出力100,000kW以上150,000kW未満のもの	35	25	15
	定格出力150,000kW以上のもの	35	25	10
ガスタービンのうちガスを専焼させるものの以外のもの	定格出力2,000kW未満のもの	60	35	35
	定格出力2,000kW以上100,000kW未満のもの	50	25	20

	定格出力 100,000kW以上 150,000kW未満の もの	50	25	15
	定格出力 150,000kW以上の もの	50	25	10
ディーゼルエ ンジン		190	110	110
ガスエンジン		300	200	200

(2) その他の区域

施設の種類	施設の規模	C i (係数)		
		平成7年2月1日前に 設置された施設(同日前 から設置の工事がされ ているものを含む。)	平成7年2月1日以後平成7 年10月1日前に設置され た施設(同前から設置の工事が されているものを含む。)	平成7年 10月1 日以後に 設置され た施設
ガスタービ ンのうちガスを 専焼させるも の	定格出力2,000kW 未満のもの	50	35	35
	定格出力2,000kW 以上100,000kW未 満のもの	50	35	20
	定格出力 100,000kW以上 150,000kW未満の もの	50	35	15
	定格出力 150,000kW以上の もの	50	35	10
ガスタービ ンのうちガスを 専焼させるも の以外のもの	定格出力2,000kW 未満のもの	60	50	50
	定格出力2,000kW 以上100,000kW未 満のもの	60	50	20
	定格出力 100,000kW以上 150,000kW未満の もの	60	50	15
	定格出力 150,000kW以上の もの	60	50	10
ディーゼルエ ンジン	燃料の燃焼能力 が重油換算 200 リットル/h未 満のもの	400	190	190
	燃料の燃焼能力 が重油換算 200 リットル/h以 上のもの	400	110	110

ガスエンジン	燃料の燃焼能力が重油換算 200 リットル/h 未満のもの	450	300	300
ガスエンジン (続き)	燃料の燃焼能力が重油換算 200 リットル/h 以上のもの	450	200	200

3. 「V」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量（単位 Nm^3/h ）をいう。

$$V = (21 - O_i) / (21 - O_n) \times V_i$$

(1) 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる施設について同表の右欄に掲げる数値とする。

施設	O _n
ガスタービン	16
ディーゼルエンジン	13
ガスエンジン	0

(2) 「O_i」とは、各施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。

(3) 「V_i」とは、各施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 Nm^3/h ）をいう。

4. 各施設から排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量（単位 Nm^3/h ）とする。

$$Q = C / 10^6 \times V$$

(1) 「Q」とは、各施設から排出される窒素酸化物の量（単位 Nm^3/h ）をいう。

(2) 「C」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

ア 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる施設について同表の右欄に掲げる数値とする。

施設	O _n
ガスタービン	16
ディーゼルエンジン	13
ガスエンジン	0

イ 「O_s」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。

ウ 「C_s」とは、規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。

5. ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるガスタービン又はディーゼルエンジンにあっては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上の施設及びガスエンジンにあっては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上の施設とする。ただし、平成元年2月1日前に設置されたもの（同日前に設置の工事がされていたものを含む。）及び専ら非常用に用いられるものを除く。

6. 燃料の燃焼能力が重油換算については、次のとおりとする。

(1) ガスタービン又はディーゼルエンジンにあっては、重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)
固体燃料	16kg

- (2) ガスエンジンあつては、重油以外の燃料の重油の量への換算は気体燃料は次の換算式により算出し、液体燃料は10リットルが重油10リットルに相当するものとして算出する。この場合において、当該換算式中気体燃料の発熱量は、総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は40,186.08kJ/リットルとする。

重油換算量 (リットル/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (Nm³/h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kJ/Nm³) ÷ 重油の発熱量 (kJ/リットル)

一部改正〔平成11年規則75号・24年24号・25年64号・26年105号〕

別表第4（第30条、第32条、第40条の4関係）

排煙の規制基準（炭化水素系物質）

事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根式とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。
出荷施設	炭化水素系物質の排出口における濃度が8容量パーセント以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度20度において80パーセント以上である排出防止装置を設置すること。
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること。

備考

出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法その他適切な方法によること。

2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設並びに法許可汚染土壌処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設を除く。）に係る基準

(1) 濃度

炭化水素系物質の種類	排出することができる炭化水素系特定物質の濃度
ベンゼン	10ppm
トルエン	100ppm
キシレン	150ppm
トリクロロエチレン	50ppm
テトラクロロエチレン	50ppm
ジクロロメタン	50ppm
ホルムアルデヒド	5ppm
フェノール	5ppm

備考

- この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。
- 炭化水素系特定物質の濃度の測定方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

- | | |
|----------------|--|
| (1) ベンゼン | 規格K0088に定める方法又は知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法 |
| (2) トルエン | 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法 |
| (3) キシレン | 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法 |
| (4) トリクロロエチレン | 規格K0305に定める方法又は知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法 |
| (5) テトラクロロエチレン | 規格K0305に定める方法又は知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法 |
| (6) ジクロロメタン | 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法 |
| (7) ホルムアルデヒド | 規格K0303に定める方法 |
| (8) フェノール | 規格K0086に定めるガスクロマトグラフ法 |

(2) 排出の方法

炭化水素系特定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。

一部改正 [平成24年規則第23号、令和2年規則第62号]

別表第5（第30条、第32条、第41条関係）

排煙の規制基準（ばいじん）

事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び排出ガス処理施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。

1 ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に係る排出量規制基準

$$\Sigma Q = Q_1 + Q_2 + \dots + Q_n$$

$$Q_n = R \times 2.56 W_n$$

備考

1. 「 ΣQ 」とは、事業所において排出することができるばいじんの量（単位 g/h）をいう。
2. 「 Q_n 」とは、ボイラー1基当たりの排出するばいじんの量（単位 g/h）をいう。
3. 「 R 」とは、ボイラー1基当たりの定格運転時の燃料の重油換算消費量が1時間当たり1,000リットル未満のものにあつては1の数値、1時間当たり1,000リットル以上のものにあつては0.25の数値をいう。
4. 「 W_n 」とは、ボイラー1基当たりの燃料の重油換算使用量（単位 リットル/h）をいう。
5. 重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)

6. ばいじんの量の測定の方法は、規格Z8808に定める方法によるものとする。

2 廃棄物焼却炉に係る基準

(1) 廃棄物焼却炉に係る排出量規制基準

$$Q_i = C_i \times V$$

備考

1. 「 Q_i 」とは、廃棄物焼却炉において排出することができるばいじんの量の許容限度（単位 g/h）をいう。
2. 「 C_i 」とは、施設の規模に応じ次に定める係数をいう。

施設の規模	C _i (係数)		
	平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成9年4月1日以後平成10年7月1日前に設置された廃棄物焼却炉（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成10年7月1日以後に設置された廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2㎡以上のものを除く。）	0.25	0.25	0.25
1時間当たりの焼却能力が200kg以上625kg未満（200kg未満であつて、火格子面積が2㎡以上のものを含む。）	0.25	0.20	0.15
1時間当たりの焼却能力が625kg以上1,000kg未満	0.20	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が	0.10	0.10	0.10

1,000kg以上2,000kg未満			
1時間当たりの焼却能力が 2,000kg以上4,000kg未満	0.10	0.10	0.08
1時間当たりの焼却能力が 4,000kg以上10,000kg未満	0.08	0.08	0.04
1時間当たりの焼却能力が 10,000kg以上	0.05	0.05	0.04

3 「V」とは、次の式により換算された乾き排出ガス量（単位 Nm^3/h ）をいう。

$$V = (21 - O_i) / 9 \times V_i$$

(1) 「 O_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位百分率）をいう。

(2) 「 V_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 Nm^3/h ）をいう。

4 廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$Q = C \times V_c \times V / V_c$$

(1) 「 Q 」とは、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量（単位 g/h ）をいう。

(2) 「 C 」とは、次の式により算出されたばいじんの濃度（単位 g/Nm^3 ）をいう。

$$C = 9 / (21 - O_s) \times C_s$$

ア 「 O_s 」とは、規格K0301に定める連続分析法により測定された乾き排出ガス中の酸素の採取時間における平均濃度（単位 百分率）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。

イ 「 C_s 」とは、規格Z8808に定める方法により測定された乾き排出ガス中のばいじんの濃度（単位 g/Nm^3 ）をいう。

ウ 「 O_s 」及び「 C_s 」の測定は、原則として同一の一工程において同時に測定したものをを用いるものとする。

(3) 「 V_c 」とは、次の式により算出された乾き排出ガス量（単位 Nm^3/h ）をいう。

$$V_c = (21 - O_s) / 9 \times V_s$$

ア 「 V_s 」とは、規格Z8808に定める方法により算出される乾き排出ガス量（単位 Nm^3/h ）をいう。

(4) ただし、「 V_c 」が「 V 」を超える場合にあっては、 $V/V_c = 1$ とする。

(2) 廃棄物焼却炉の設備基準

施設の規模	設備基準
1時間当たりの焼却能力が200kg未満 (火格子面積が2㎡以上のものを除く。)	<p>1 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。</p> <p>2 炉内温度計を設置すること。</p> <p>3 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できるものであること。</p> <p>4 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。</p>
1時間当たりの焼却能力が200kg以上 (200kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。)	<p>1 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。</p> <p>2 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること。</p> <p>3 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できるものであること。</p>

	と。 4 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
--	--

(3) 廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備基準

区分	施設の規模	設備基準
平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	1時間当たりの焼却能力が100kg以上1,000kg未満(100kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。)	サイクロン若しくは洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が1,000kg以上	サイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。
平成9年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉	1時間当たりの焼却能力が100kg以上625kg未満(100kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。)	サイクロン若しくは洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が625kg以上	サイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。

3 ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）及び廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準

番号	施設の種類	施設の規模	排出することができるばいじんの濃度(単位 g/Nm ³)		
			一般甲	一般乙	特別
1	条例別表の1の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000立方メートル未満	0.15	0.10	0.08
2	条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔		0.20		0.15
3	条例別表の1の項に掲げる作業に係る硫黄回収施設に係る燃焼炉		0.10	0.10	0.05
4	条例別表の2の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000立方メートル未満	0.15	0.10	0.08

5	条例別表の 14 の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.15	0.10	0.08
6	条例別表の 14 の項に掲げる作業に係る直火炉		0.20	0.20	0.10
7	条例別表の 16 の項に掲げる作業に係る焙焼炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.15	0.15	0.10
8	条例別表の 17 の項に掲げる作業に係る溶解炉（鉛系顔料の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.15	0.15	0.08
9	条例別表の 17 の項に掲げる作業に係る溶解炉（8 の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
10	条例別表の 17 の項に掲げる作業に係る反応炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
11	条例別表の 18 の項に掲げる作業に係る焙焼炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.15	0.15	0.10
12	条例別表の 19 の項に掲げる作業に係る焙焼炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.15	0.15	0.10
13	条例別表の 19 の項に掲げる作業に係る煅焼炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.20	0.20	0.10
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.25	0.20	0.15
14	条例別表の 19 の項に掲げる作業に係る	排出ガス量が 40,000	0.15	0.10	0.08

	直火炉及び反応炉	立方メートル以上			
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
15	条例別表の 20 の項に掲げる作業に係る コークス炉		0.15	0.15	0.10
16	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る 溶鋳炉（高炉に限る。）		0.05	0.05	0.03
17	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る 溶鋳炉（16 の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.15	0.15	0.08
18	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る 転炉		0.10	0.10	0.08
19	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る 平炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
20	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る 焼結炉		0.15	0.15	0.10
21	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る 金属溶解炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
22	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る 金属加熱炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
23	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る 焙焼炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.15	0.15	0.10
24	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る 製鋼用電気炉（珪素の含有率が 40 パー セント以上の合金鉄の製造の用に供するも のに限る。）		0.20	0.20	0.10
25	条例別表の 22 の項に掲げる作業に係る		0.15	0.15	0.08

	製鋼用電気炉(珪素の含有率が40パーセント未満の合金鉄の製造の用に供するものに限る。)				
26	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉(24の項及び25の項に掲げるものを除く。)		0.10	0.10	0.05
27	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
28	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000立方メートル以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
29	条例別表の23の項に掲げる作業に係る煅焼炉	排出ガス量が40,000立方メートル以上	0.20	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000立方メートル未満	0.25	0.20	0.15
30	条例別表の23の項に掲げる作業に係る反応炉及び直火炉	排出ガス量が40,000立方メートル以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
31	条例別表の23の項に掲げる作業に係る焼結炉		0.15	0.15	0.10
32	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
33	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000立方メートル以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
34	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉(鉛蓄電池の製造の用に供するものに限る。)	排出ガス量が40,000立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000立方メートル未満	0.15	0.15	0.08

35	条例別表の 25 の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（34 の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
36	条例別表の 25 の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
37	条例別表の 26 の項から 28 の項までに掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
38	条例別表の 26 の項から 28 の項までに掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
39	条例別表の 29 の項に掲げる作業に係る焼成炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.25	0.20	0.15
40	条例別表の 29 の項に掲げる作業に係る骨材乾燥炉		0.50	0.40	0.20
41	条例別表の 30 の項に掲げる作業に係る焼成炉（セメントの製造の用に供するものに限る。）		0.10	0.10	0.05
42	条例別表の 31 の項に掲げる作業に係る溶融炉（板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製品の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.15	0.15	0.08
43	条例別表の 31 の項に掲げる作業に係る溶融炉（光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.15	0.15	0.08
44	条例別表の 31 の項に掲げる作業に係る溶融炉（42 の項及び 43 の項に掲げるも	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05

	のを除く。)	排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
45	条例別表の 32 の項及び 33 の項に掲げる 作業に係る焼成炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.25	0.20	0.15
46	条例別表の 34 の項に掲げる作業に係る 焼成炉（耐火レンガ又は耐火物原料の製 造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
47	条例別表の 34 の項に掲げる作業に係る 焼成炉（46 の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.25	0.20	0.15
48	条例別表の 40 の項から 42 の項まで及び 44 の項に掲げる作業に係る直火炉		0.20	0.20	0.10
49	条例別表の 46 の項に掲げる作業に係る 焙せん施設		0.20	0.20	0.10
50	条例別表の 48 の項に掲げる作業に係る 直火炉及び焙せん施設		0.20	0.20	0.10
51	条例別表の 49 の項に掲げる作業に係る ガスタービン		0.05	0.05	0.03
52	条例別表の 49 の項に掲げる作業に係る ディーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
53	条例別表の 49 の項に掲げる作業に係る ガスエンジン		0.05	0.05	0.04
54	条例別表の 50 の項に掲げる作業に係る ガス発生炉		0.05	0.05	0.03
55	条例別表の 50 の項に掲げる作業に係る 加熱炉		0.10	0.10	0.03
56	条例別表の 50 の項に掲げる作業に係る コークス炉		0.15	0.15	0.10
57	条例別表の 51 の項に掲げる作業に係る 金属回収焼却炉（連続炉に限る。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000	0.50	0.40	0.25

		立方メートル未満			
58	条例別表の 51 の項に掲げる作業に係る金属回収焼却炉（57 の項に掲げるものを除く。）		0.50	0.40	0.25
59	条例別表の 51 の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
59 の 2	条例別表の 52 の 2 の項に掲げる作業に係る浄化等処理施設 ※指定外事業所に対しても適用		0.20	0.10	0.10
60	条例別表の 54 の項に掲げる作業に係る塵ガス燃焼施設		0.20	0.10	0.10
61	条例別表の 55 の項及び 59 の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
62	条例別表の 61 の項に掲げる作業に係る発電用ボイラー（石炭を燃焼させるものに限る。）	排出ガス量が 200,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 200,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
63	条例別表の 61 の項に掲げる作業に係るボイラー（石炭を燃焼させるものに限る、62 の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が 200,000 立方メートル以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が 40,000 立方メートル以上 200,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.30	0.20	0.15
64	条例別表の 61 の項に掲げる作業に係るボイラー（62 及び 63 の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.30	0.20	0.15
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.30	0.20	0.20
65	条例別表の 61 の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（ガスを専焼させるものに限る。）		0.10	0.10	0.05

66	条例別表の 61 の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（65 の項に掲げるものを除く。）		0.30	0.20	0.15
67	条例別表の 62 の項に掲げる作業に係る焼付け炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10
68	条例別表の 63 の項に掲げる作業に係る乾燥炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.20	0.20	0.10

備考

- 「一般甲」とは、横浜市、川崎市及び横須賀市の区域において昭和46年6月23日以前に設置された施設並びに横浜市、川崎市及び横須賀市の区域以外の区域に設置された施設について適用する基準である。
- 「一般乙」とは、横浜市、川崎市及び横須賀市の区域において、昭和46年6月24日から昭和57年5月31日までの間に設置された施設について適用する基準である。
- 「特別」とは、横浜市、川崎市及び横須賀市の区域において昭和57年6月1日以後に設置された施設について適用する基準である。
- 13の項及び29の項に掲げる施設のうち、横浜市、川崎市及び横須賀市の区域において昭和46年6月23日以前に設置されたもの並びに横浜市、川崎市及び横須賀市の区域以外の区域において昭和57年10月1日前に設置されたもの（同日前から設置の工事がされているものを含む。）については、排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げる数値は、排出ガス量が4万立方メートル以上のものについては、0.25とし、排出ガス量が4万立方メートル未満のものについては、0.30とする。
- この規制基準は、燃料の点火若しくは、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除に伴って排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）については適用しない。
- この規制基準は、排出されるばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一の工程の平均の濃度について適用する。
- 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、次のとおりとする。
 - 熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から50の項まで、57の項から61の項まで、64の項及び66の項に掲げる施設、40の項及び68の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに67の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されるばいじんの濃度とする。
 - (1)に掲げる施設以外の施設にあっては、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。
$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$
ア「C」とは、ばいじんの濃度（単位 g/Nm^3 ）をいう。
イ「 O_n 」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。

53の項	0
65の項	5
1の項、2の項、4の項、5の項、62の項、63の項	6
15の項、54の項、55の項、56の項	7
3の項	8
41の項	10

52の項	13
42の項、44の項、47の項	15
40の項、43の項、51の項、67の項、68の項	16
46の項	18

ウ 「O_s」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合にあつては、20パーセントとする。

エ 「C_s」とは、規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度（単位 g/Nm³）をいう。

一部改正〔平成11年規則75号・15年7号・16年52号・24年23号・26年105号、令和2年規則62号〕

別表第6（第30条、第32条関係）

排煙の規制基準（排煙指定物質）

事業所において排出する1施設当たりの排煙指定物質の濃度の許容限度及び排出の方法は、次に定めるとおりとする。

1 濃度

物質の種類	排出することができる物質の濃度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.5 mg/Nm ³	
塩素	1 ppm (3.17 mg/Nm ³)	
塩化水素	廃棄物焼却炉	700 mg/Nm ³
	廃棄物焼却炉以外の施設	8 mg/Nm ³ (5 ppm)
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗素として2.5 mg/Nm ³	
鉛及びその化合物	鉛として10 mg/Nm ³	
アンモニア	50 ppm	
シアン化合物	10 ppm又はシアンとして11.6 mg/Nm ³	
窒素酸化物	二酸化窒素	100 ppm
	全窒素酸化物	200 ppm
二酸化硫黄	5 ppm	
硫化水素	10 ppm	

備考

- この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。
- この規制基準は、条例第2条第3号アに定める硫黄酸化物及び同号イに定める窒素酸化物については、適用しない。
- 廃棄物焼却炉には、燃料の燃焼に伴い塩化水素を排出させる施設を含むものとする。
- 塩化水素の濃度（廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出されたものとする。

$$C = 9 / (21 - O_s) \times C_s$$

(1) 「C」とは、塩化水素の濃度（単位 mg/Nm³）をいう。

(2) 「O_s」とは、排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）をいう。

(3) 「C_s」とは、規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度（単位 mg/Nm³）をいう。

- 排煙指定物質の濃度の測定の方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) カドミウム及びその化合物 | 規格K0083に定める方法 |
| (2) 塩素 | 規格K0106に定める方法 |
| (3) 塩化水素 | 規格K0107に定める方法 |
| (4) 弗素、弗化水素及び弗化珪素 | 規格K0105に定める方法 |
| (5) 鉛及びその化合物 | 規格K0083に定める方法 |
| (6) アンモニア | 規格K0099に定める方法 |
| (7) シアン化合物 | 規格K0109に定める方法 |
| (8) 窒素酸化物 | |
| ア 二酸化窒素 | 規格K0104に定める方法 |
| イ 全窒素酸化物 | 規格K0104に定める方法 |
| (9) 二酸化硫黄 | 衛生試験法に定める方法 |
| (10) 硫化水素 | 規格K0108に定める方法 |

2 排出の方法

排煙指定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないようにダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。

一部改正〔平成24年規則第23号〕